

# 省エネ適合性判定料金表

(単独申請の場合)

表 1

審査対象面積 A (㎡)	料金 (円・消費税別)			
	病院・ホテル・集会場等		左記以外	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
$A \leq 5,000$	250,000	150,000	200,000	100,000
$5,000 < A \leq 10,000$	300,000	200,000	250,000	125,000
$10,000 < A \leq 30,000$	350,000	250,000	300,000	150,000
$30,000 < A \leq 50,000$	450,000	350,000	400,000	200,000
$50,000 < A \leq 100,000$	600,000	450,000	500,000	250,000
$100,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
計算対象面積がない場合	50,000			

(確認申請と併願の場合)

表 2

審査対象面積 A (㎡)	料金 (円・消費税別)			
	病院・ホテル・集会場等		左記以外以外	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
$A \leq 5,000$	240,000	140,000	190,000	95,000
$5,000 < A \leq 10,000$	280,000	190,000	240,000	115,000
$10,000 < A \leq 30,000$	330,000	230,000	280,000	140,000
$30,000 < A \leq 50,000$	425,000	330,000	380,000	190,000
$50,000 < A \leq 100,000$	570,000	425,000	470,000	235,000
$100,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
計算対象面積がない場合	50,000			

(表 2 の税込み料金)

表 3

審査対象面積 A (㎡)	料金 (円・消費税込)			
	病院・ホテル・集会場等		左記以外	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
$A \leq 5,000$	264,000	154,000	209,000	104,500
$5,000 < A \leq 10,000$	308,000	209,000	264,000	126,500
$10,000 < A \leq 30,000$	363,000	253,000	308,000	154,000
$30,000 < A \leq 50,000$	467,500	363,000	418,000	209,000
$50,000 < A \leq 100,000$	627,000	467,500	517,000	258,500
$100,000 < A$	別途見積		別途見積	別途見積
計算対象面積がない場合	55,000			

- ・「病院・ホテル・集会場等」の用途分類の適用については、表4によります。
- ・一つの確認申請に適合判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額となります。
- ・モデル建物法において複数モデルとなる場合は、2モデル目以降1モデルにつき20%の割り増しとなります。ただし、主たる用途が駐車場ではない建築物に駐車場がある場合で屋外駐車場として「工場モデル」を適用する場合を除きます。
- ・計画変更の料金は、当初適用料金の60%とします。ただし計画変更に伴い、料金の面積区分に変更が生じた場合は、変更後の審査対象面積に応じた料金の60%とします。
- ・軽微変更該当証明申請（軽微変更ルートC）の料金は、当初適用料金の50%とします。
- ・300㎡以上の住宅部分を含む場合は、行政庁への図書送付手数料として10,000円（税抜）を加算します。
- ・増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を算定します。ただし既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合は、増改築部分の用途・面積により算定します。
- ・計算部分が全くない規制対象建築物については、用途、面積に関わらず一律50,000円（税抜）とします。

表4

病院・ホテル・集会場等の料金が適用される用途 (確認申請書第四面に記載される用途)	用途区分コード
図書館その他これに類するもの	8140
博物館その他これに類するもの	8150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
助産所	8190
児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	8210
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	8240
診療所（患者の収容施設のないものに限る）	8250
病院	8260
ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	8370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380
ホテル又は旅館	8400
映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
劇場、演芸場、映画館	8530
観覧場	8540
公会堂、集会場	8550
展示場	8560
ダンスホール	8590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗、その他これらに類するもの	8600